

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例の規定による騒音規制基準（平成14年岩手県告示第306号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から施行する。

令和元年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1～4 [略]</p> <p>5 騒音の測定方法は、当分の間、<u>日本工業規格 Z 8731</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>注1～4 [略]</p> <p>5 騒音の測定方法は、当分の間、<u>日本産業規格 Z 8731</u>に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	